

番号	411
特定事業の名称	劇場等における誘導灯及び誘導標識に関する基準の特例適用事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	消防法第17条第1項、消防法施行令第26条第1項第1号
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	劇場等の一定の防火対象物の関係者は、消防法施行令で定める技術上の基準に従って、消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない。
特例措置の内容	<p>特区内において、消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)別表第1(1)項イに掲げる劇場等を設ける場合、当該区域の消防長(消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。)又は消防署長の政令第32条に基づく判断にあたってのガイドラインとして、次の要件を満たす場合には、当該劇場等の避難階における避難口に関して誘導灯及び誘導標識の設置及び維持に係る政令第26条の規定を適用しないことができること等について、通知により示すこととする。</p> <p>要件: 次の1から5までの条件に該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 当該避難階の床面積が500㎡以下であり、かつ、客席部の床面積が150㎡以下であること。 2 客席部に直接面する避難口を2以上有し、当該避難口が客席の各部分から容易に見とおし、かつ、識別できるとともに、歩行距離20m以下であること。 3 劇場等の屋外に避難した在館者が、当該劇場等の開口部から3m以内の部分を通ることなく安全な場所に避難できること。 4 火災時に自動火災報知設備の感知器の作動と連動し、手動でも直ちに点灯することができ、かつ、出入口を十分な明るさで照らすことのできる照明器具(非常電源付)を避難口全てに設置するとともに、上映中は当該避難口に係員を常駐させること。 5 上映前等に、係員から在館者に対して避難口の位置等に関する案内説明を行うこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	512
特定事業の名称	地方公共団体の助成等による外国企業支店等開設促進事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	入国・在留審査要領（平成15年9月10日法務省管在第5329号）第12編第2章第16節
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	「企業内転勤」の在留資格は、本邦に事業所が存在することが前提となっているところ、新たに新店等する場合において、当該事業所として使用する施設が、地方公共団体等から当該外国人が稼働する外国企業に対し提供された施設である場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとみなすこととなっている。
特例措置の内容	<p>1. 地方公共団体が、その設定する特区が次のいずれにも該当するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、本邦に上陸しようとする外国人から、当該外国人が稼働する外国企業に対して地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸する施設を事業所として使用し、外国企業の支店等開設準備に係る活動であって「企業内転勤」の在留資格に係る活動を行うものとして、在留資格認定証明書の交付の申請があり、かつ、それが当該在留資格に係る上陸許可基準に適合している場合には、当該活動の拠点となる事業所の確保が確実に当該活動が安定的かつ継続的に行われる見込みがあるものとして、当該認定証明書を交付することができる。</p> <p>（1）外国企業（地方公共団体において、事業の実施が確実に当該事業の実施が特区内の産業発展等に資すると認める外国企業に限る。）が本邦において事業を行う拠点となる当該特区内の事業所の確保を支援するため、当該外国企業に対して当該特区においてその事業の用に供する施設を地方公共団体が助成の対象として指定し又は地方公共団体等が転貸するための必要な措置が講じられていること。</p> <p>（2）当該特区において、投資活動を行う外国企業が相当程度集積するものと見込まれること。</p> <p>（3）当該特区において外国企業が集積することにより、当該外国企業が実施する事業が属する分野の産業の発展が相当程度見込まれること。</p> <p>2. 上記1の申請をする地方公共団体は、上記1（1）の施設を転貸する機関が当該地方公共団体以外の機関である場合には、当該機関を特定しなければならない。</p> <p>3. 上記1（1）の規定により、地方公共団体において施設の指定を行った上で、次に掲げる から の要件を満たさなければならない。さらに、地方公共団体等が賃借している施設につき、さらに外国企業に転貸する場合には、 から に加えて の要件も満たさなければならない。</p> <p>【要件】</p> <p>賃貸借が可能である施設が存在していること（ただし、居住することを前提とした施設等、事業所として継続的に事業を行っていくことが不適切であるものは除く。）。</p> <p>地方公共団体が当該施設を事業拠点として指定する場合には、あらかじめ、当該施設の所有者及び外国法人から、当該施設につき賃貸借契約を行う意思を記した誓約書等を地方公共団体に提出させること。</p> <p>本邦に入国後、当該賃貸借契約を行った場合には、当該外国企業は、速やかに地方公共団体を通じて契約書の写しを地方入国管理局へ提出すること。また、指定された施設を使用しない場合、若しくは使用することができなくなった場合においては、地方公共団体において代替となる施設を斡旋する等、事業所の創設を確実に担保することが可能となるような措置を講ずること。</p> <p>本邦に入国後、3か月以内に事業所を設けて事業を開始することとし、地方公共団体は、当該事業の開始後1週間以内に地方入国管理局に報告を行うこと。</p> <p>当該期間内に事業を開始しない場合は、地方公共団体は、当該外国人の所在を確認の上、速やかに地方入国管理局に報告するとともに、当該外国人に対して帰国を求め、さらに、当該地方入国管理局の措置等により当該外国人が帰国することとなった場合においては、帰国旅費を調達するに必要な協力等、帰国するための協力を行うこと。</p> <p>施設の所有者と地方公共団体等における、当該施設に係る転貸借の契約書等の写しを地方入国管理局に提出すること。</p>
同意の要件	
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	933
特定事業の名称	特別養護老人ホーム等の2階建て準耐火建築物設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第46号)第11条第1項、第35条第1項及び第46条 ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第124条第1項、第140条の4第1項及び第140条の16 ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第4条第1号、第41条第4項第1号及び第53条
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、ユニット型特別養護老人ホーム及び一部ユニット型特別養護老人ホームの建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、入所者及び入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・指定短期入所生活介護事業所、ユニット型指定短期入所生活介護事業所及び一部ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。 ・介護老人保健施設、ユニット型介護老人保健施設及び一部ユニット型介護老人保健施設の建物は、耐火建築物でなければならない。ただし、療養室等を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合には、準耐火建築物とすることができる。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内において、2階建ての特別養護老人ホーム等について、次に掲げる要件を満たしていることを認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定に係る特別養護老人ホーム等については、準耐火建築物とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 入所者が円滑に避難可能な避難経路を2階から地上に通ずるように屋外に確保すること。 2. 火災の際に、当該避難経路を利用して円滑な避難が可能となるよう適切な訓練を定期的に行うこと。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1010
特定事業の名称	地方競馬における小規模場外設備設置事業
措置区分	告示
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準(平成4年農林水産省告示第1309号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	競馬法施行規則第59条の規定に基づく告示では、場外設備の位置、構造及び設備の基準を規定している。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が、競馬場に隣接するなどの地域における特性により、近接する文教・医療施設に対して著しい支障を来すおそれがなく、かつ、周辺環境と調和しているものと認めて、次の1.及び2.に係る事項を構造改革特別区域計画に記載し、構造改革特別区域法第4条に基づき内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域内に設置される場外設備であって、特区計画に記載された1.及び2.に係る事項並びに1.に適合していることについて、当該構造改革特別区域を管轄する都道府県知事が書面により確認した場合には、競馬法施行規則第59条に基づく承認申請について、農林水産大臣は、「競馬法施行規則第59条の規定に基づく場外設備の位置、構造及び設備の基準」に規定する設置承認基準を満たしたものとみなす。</p> <p>1. 地方公共団体が2.を超えない範囲内で定めた当該特区内に設置する場外設備の規模の上限</p> <p>2. 場外設備を設置できる区域の範囲</p> <p>1 場外設備が備えるべき事項</p> <p>(1) 施設に関すること</p> <p>場外設備の規模及び設備に応じた適切な広さであること</p> <p>勝馬投票券の発売等の用に供する設備が整備されていること</p> <p>入場者の用に供する設備が整備されていること</p> <p>管理運営に必要な設備が整備されていること</p> <p>(2) 運営に関すること</p> <p>勝馬投票券の発売等が公正に運営されることが確実と認められること</p> <p>(3) 地域社会に関すること</p> <p>地域社会との十分な調整が行われていること</p> <p>2 場外設備の規模の上限</p> <p>窓口(払戻しを含む)の数が5以内でかつ最大滞留者数が100人以内であること</p>
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1218
特定事業の名称	地域特性に応じた道路標識設置事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令 別表第二 備考 一 (二) 1 及び (五) 2
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	<p>・別表第二に寸法が図示されているものについては、図示の寸法を基準とする。</p> <p>・高速道路等以外の道路に設置する案内標識のうち、方面及び方向を表示するもの等の文字の大きさについて、道路の設計速度に応じ基準を定める。ただし、必要がある場合にあつては、一定の割合に拡大することができる。</p>
特例措置の内容	地方公共団体が地域特性により案内標識もしくは警戒標識を縮小する特別の必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、交通の安全と円滑が確保されていることを前提として、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令において規定されている案内標識及び警戒標識の寸法、並びに案内標識に表示する文字の寸法を二分の一まで縮小することができるものとする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	特になし

番号	1219
特定事業の名称	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
措置区分	告示・通達
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	・道路運送車両の保安基準第55条第1項、第56条第1項及び第57条第1項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示(平成15年国土交通省告示第1320号) ・基準緩和自動車の認定要領について(平成9年9月19日自技第193号)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	道路運送車両の保安基準(以下「保安基準」という。)第55条に基づき、以下の場合に限り、地方運輸局長の認定により基準の緩和を認めている。 長大又は超重量で分割不可能な単体物品を輸送することができる構造を有する車両については、保安基準第55条第1項に規定する告示に基づき、寸法、重量等の基準の緩和を認めている。(ただし、保安基準第8条第1項に基づく車両の走行性能に係る基準については、緩和は認められていない。) 分割可能な貨物を運搬する車両については、特例8車種に限り、車両総重量(保安基準第4条、上限36t)及び軸重(保安基準第4条の2)の緩和を認めている。
特例措置の内容	港湾施設である道路(港湾法第2条第5項及び第6項に規定する道路をいう。以下単に「道路」という。)において、貨物の流通の効率化を図る観点から保安基準に適合しない専用架台輸送用大型車両等特殊な車両で貨物(分割可能な貨物を含む。)の運搬を行おうとする場合、以下の要件を満たしていると地方公共団体が認めて、内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し、その認定を受けたときは、車両の寸法(長さ、幅、高さ)、重量(車両総重量、軸重、隣接軸重及び輪荷重)及び走行性能(原動機の動力不足等により円滑な走行に支障を生じる恐れがないと判断される場合に限る。)のうち、地方運輸局長が車両ごとに指定した項目について、緩和を受けることができることとする。 構造改革特別区域計画を作成する地方公共団体又は実施主体(自動車の使用者)が、その責任において、道路を適切に管理するための措置(1)を確実に実施すること。なお、この判断は港湾管理者が行うこととする。 (1)道路を適切に管理するための措置とは、以下のような措置をいう。 (ア)事前に道路の構造等の施設の安全性を確認すること。 (イ)必要に応じて、舗装の維持、修繕等に係る費用の負担等に関して互いに協議すること。 港湾管理者、当該区域を所管する警察署、地方運輸局等の関係機関が調整した方法により、通行する道路が他の交通と分離され、遮断(2)されること。 (2)具体的な遮断方法としては、物理的な遮断機等による遮断のほか、保安員による遮断等でもよい。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続き	地方公共団体が構造改革特別区域計画について内閣総理大臣の認定を受けた後、実施主体が地方運輸局長に対し本特例措置に基づく基準緩和の申請を行い、認定されること。

番号	1131(1143)
特定事業の名称	修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条(試験の科目等)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	初級システムアドミニストレータ試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの活用に関する共通的知识(以下「免除対象科目」という)が課せられている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の(1)から(4)に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による初級システムアドミニストレータ試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に初級システムアドミニストレータ試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。</p> <p>(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 (2)修了認定の基準 (3)修了認定に係る試験の実施方法 (4)修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあつては、当該民間資格の名称及びその試験科目</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)～(4)の内容について、現行の規定による初級システムアドミニストレータ試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、次の(1)又は(2)の手続を行わなければならない。</p> <p>また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあつては、機構)に通知しなければならない。</p> <p>(1)修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)に納めること。 (2)修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)から提供を受ける場合にあつては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあつては、機構)に納めること。</p>

番号	1132(1144)
特定事業の名称	修了者に対する基本情報技術者試験の午前試験を免除する講座開設事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	情報処理技術者試験規則第2条(試験の科目等)
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	基本情報技術者試験の午前試験科目には、情報処理技術者試験規則第2条の定めるところにより、情報処理システムに関する基礎知識及び情報処理システムの開発に関する共通的知識(以下「免除対象科目」という)が課せられている。
特例措置の内容	<p>地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画の認定を申請する際に、当該地方公共団体から特定事業の内容として次の(1)から(4)に掲げる事項が提出され、当該事項につき経済産業大臣が現行規定による基本情報技術者試験合格者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができるものとして認定に同意した場合には、当該地方公共団体が当該事項に基づく措置を講ずることをもって、当該地区内に開設される講座(以下「認定講座」という。)を修了した者が当該講座を修了した日から1年以内に基本情報技術者試験を受験する場合には、免除対象科目を免除する。</p> <p>(1)経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 (2)修了認定の基準 (3)修了認定に係る試験の実施方法 (4)修了認定の基準に経済産業大臣が告示で定める民間資格の取得を含む場合にあっては、当該民間資格の名称及びその試験科目</p>
同意の要件	上記「特例措置の内容」の欄に記載されている地方公共団体からの提出事項(1)～(4)の内容について、現行の規定による基本情報技術者試験に合格した者と同等の免除対象科目に係る知識を習得させることができると認められること
特例措置に伴い必要となる手続き	<p>認定講座を開設した者(以下「開設者」という。)は、修了認定に係る試験を実施するにあたって、次の(1)又は(2)の手続を行わなければならない。</p> <p>また、開設者は認定講座の修了を認めた者の、氏名、生年月日、修了認定に係る試験の結果を経済産業大臣(独立行政法人情報処理推進機構(以下「機構」という。))が情報処理技術者試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)を行う場合にあっては、機構)に通知しなければならない。</p> <p>(1)修了認定に係る試験に使用する問題について、経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)の審査を受け、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。 (2)修了認定に係る試験に使用する問題を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)から提供を受ける場合にあっては、告示で定める手数料を経済産業大臣(機構が試験事務を行う場合にあっては、機構)に納めること。</p>